

年金記録の性別変更手続きに関するご案内

性同一性障害により性別の取扱い変更の審判を受けた方は、年金記録の性別情報を変更するための手続きが必要となります。

なお、年金記録上の性別記録は、原則として年金制度に加入した時点にさかのぼって変更されます（裏面イメージ図内の①）。

1. 性別変更手続きに必要な書類等

- 性別変更にかかる申出書
- 戸籍抄本または謄本（性別変更日（審判確定日）が記載されているもの）
- 年金手帳（または基礎年金番号通知書）
- 健康保険被保険者証（全国健康保険協会の健康保険加入者のみ）
 - ※ 性別変更後の健康保険被保険者証は、事業主経由で交付されます。
 - ※ 年金証書に変更はありませんので、ご提出は不要です（氏名を変更する場合を除く）。

2. 書類等の提出先

- 厚生年金保険に加入中の方……………勤務先の事業所（または年金事務所）
- 共済組合等に加入中または共済年金を受けている方……共済組合等（または年金事務所）
- 上記以外の方……………年金事務所
 - ※ 「共済組合等」とは、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合ならびに日本私立学校振興・共済事業団のことを指します。
 - ※ 国民年金・厚生年金保険及び共済組合等のうち複数の制度の加入記録をお持ちの方でも、性別変更にかかる手続きは一カ所のみで済ませることができます。

3. 留意事項

- 性別記録の変更が完了しましたら、ご本人あてに年金手帳（または基礎年金番号通知書）をお送りします。お手元に届くまでに2～3カ月程度の期間を要しますのでご了承ください。
（所要期間は加入履歴によって個人差があります）
- 就職等のため、年金手帳等をお急ぎで必要な場合は、年金事務所にご相談ください。
- 厚生年金保険に関する届出義務は原則として事業主にあるため、従業員（厚生年金保険加入者）の年金記録に変更があった場合、事業主（過去に勤めていた事業所も含む）に対して変更内容が情報提供されることがあります。また、共済年金の加入記録をお持ちの方の性別変更情報については、日本年金機構と共済組合等との間で相互に情報提供が行われます。

☞ 裏面もご覧ください。